

健保だより

〒485-8550 小牧市東三丁目1番地 ☎0568(77)3514 FAX 0568(77)5382

No.154
2016年 春号ご家庭に持ち帰って
みんなで読みましょう

2016年度予算が決まりました

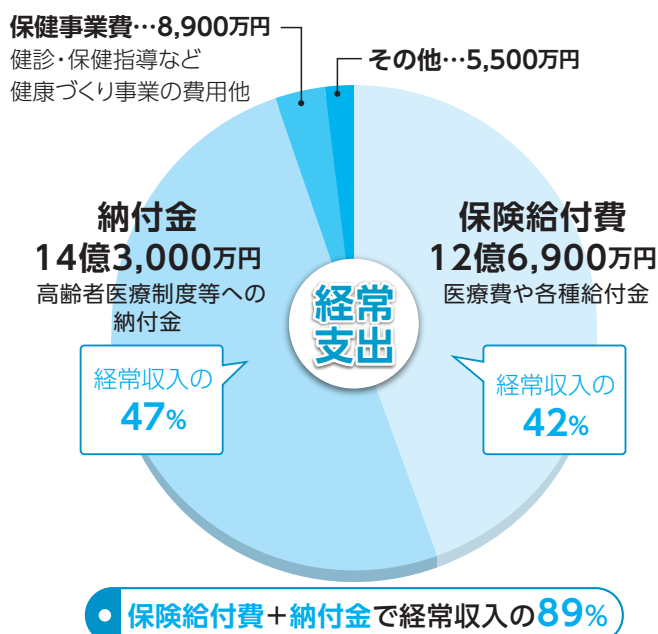


当健保組合の予算組合会が2月17日に開催され、
2016年度の予算と事業計画が承認されましたので、お知らせします。

当健保組合の2016年度予算(経常収支)は下記のとおりです。経常収支差引でわずかに黒字を見込むことができましたが、高齢者の医療を支えるための納付金は前年度にくらべ約45%も増加し、みなさんの医療費(保険給付費)を上回っています。納付金負担は今後も健保財政を圧迫することが予想され、将来的に非常に厳しい状況にあることに変わりはありません。

このような状況のなか、当健保組合は2016年度もさまざまな保健事業を実施し、皆様の健康管理をサポートしてまいります(P.3「保健事業一覧」参照)。皆様には、これらを有効に活用され、ご家族そろって健康な毎日を過ごしていただきますよう、お願いいたします。

健康保険・予算の内訳



2016年度予算(経常収支)

単位:百万円

科目	金額
経常収入	健康保険料収入 3,025
	その他 16
	計 3,041
経常支出	保険給付費 1,269
	法定給付費 1,238
	付加給付費 32
	納付金 1,430
	前期高齢者納付金 726
	後期高齢者支援金 658
	退職者給付拠出金他 47
	保健事業費 89
	その他 55
計 2,843	
経常収支差引 198	

健康保険が変わります

1 標準報酬月額・標準賞与額の上限引き上げ 4月から

保険料の計算の基礎となる標準報酬月額に3等級追加され、50等級となります。また、標準賞与額の年間上限額が573万円に引き上げられます。

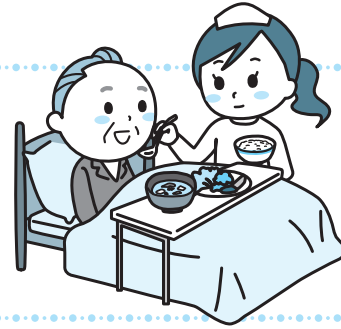
	標準報酬月額の最高等級	標準賞与額の年間上限額
平成28年3月まで	121万円(47等級)	540万円
平成28年4月から	139万円(50等級)	573万円

2 入院時の食事代の引き上げ 4月から

◆入院時の食事代(1食あたり・患者負担額)

平成28年3月まで	平成28年4月から	平成30年4月から
260円	360円	460円

※低所得者の負担額は据え置き



3 傷病手当金・出産手当金の算定方法見直し 4月から

◆傷病手当金・出産手当金の支給額

平成28年3月まで	1日につき	標準報酬月額の1/30	× 2/3
平成28年4月から	1日につき	直近12ヵ月間の標準報酬月額の平均額の1/30	× 2/3

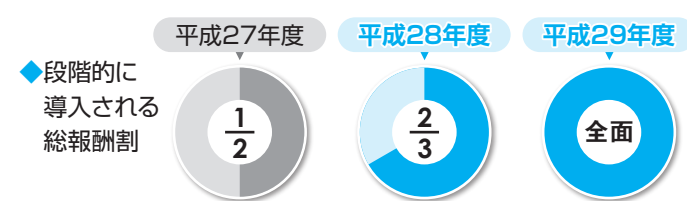
4 紹介状なしの大病院受診に追加負担が義務付け 4月から

紹介状なしで500床以上および特定機能病院を受診したときは、医療費の他に一定額の追加負担の徴収が義務付けられます。

平成28年3月まで	200床以上の病院の場合	各病院が設定した特別料金
平成28年4月から	200床以上500床未満の病院の場合	各病院が設定した特別料金
	500床以上および特定機能病院の場合	5,000円以上(再診時2,500円以上)の追加料金

5 後期高齢者支援金が段階的に全面総報酬割に

後期高齢者支援金の算出方法について、総報酬割(加入者の報酬で算出)による割合が平成28年度は3分の2に引き上げられ、平成29年度にすべて総報酬割とすることになりました。これにより、健保組合が負担する支援金は今後ますます増加する見込みです。



6 被扶養者認定について「兄弟」の同居要件撤廃 10月から

兄・姉を被扶養者にする場合、現在は、収入要件以外に、被保険者と同居していることも条件となっています。10月からは、同居していなくても、収入要件を満たせば、被扶養者として認定されることになります。

7 短時間労働者の健康保険適用拡大 10月から

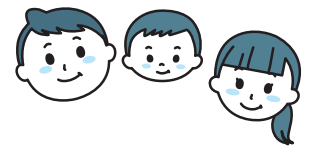
「1週間の所定労働時間が20時間以上」「月額賃金88,000円以上(年収106万円以上)」「勤務期間1年以上」をすべて満たす短時間労働者(パート・アルバイト)について、健康保険の加入が義務付けられます(従業員501人以上の事業所が対象。学生は除く)。

8 海外療養費の申請方法見直し 4月から

「海外療養費」の申請には、「療養費支給申請書」「医療費の明細書」に加え、新たに「パスポートなど海外渡航の事実を確認できる書類」「海外の医療機関に照会を行うことの同意書」の添付が必要になります。

平成28年度

保健事業一覧



健康情報・健保組合のPR

(注)対象者の年齢は平成29年3月31日時点

項目	時期 及び 概要
「健保だより」の配付	年4回(4月・7月・10月・1月)全事業所に配付

各種補助金 年度内に1回補助(不妊治療費は年度内に2回補助)

項目	対象者	概要
婦人科検診	30歳以上の被保険者・被扶養配偶者	乳がん検診・子宮がん検診費用の70%(100円未満切捨)を補助 (平成28年4月1日～平成29年2月28日に受診した検診)
体力づくり事業	被保険者	健康増進を目的に職場単位で事業を実施した場合、1人につき1,000円を補助
不妊治療費	被保険者・被扶養者	1回につき5万円(上限)を補助(通算で5年まで)

契約保養所

項目	概要
リゾートトラスト	リゾートホテル「エクシブ」と保養所契約。申込みはFAXまたはインターネットで。 (被保険者・被扶養者・1親等以外の方が利用する場合は追加料金(1泊につき1人1,000円)を当健保組合にお支払いください)

病気の予防(定期健診時) 年度内に1回補助(歯科健診は未実施の事業所あり)

項目	対象者	概要
胃がん検診	ABC検査…30歳以上の被保険者(希望者) 胃透視検査…30・35・40歳以上の被保険者(希望者)	過去にABC検査費用の補助を受けた方は対象外
大腸がん検診	被保険者(希望者)	便潜血検査
歯科健診	被保険者(希望者)	歯面清掃・ブラッシング指導など

各種健診 年度内に1回補助(人間ドック・特定健診・巡回健診はいずれかを年度内に1回補助)

項目	対象者	概要
人間ドック	被保険者・被扶養者	当健保組合指定の医療機関で受診した場合
肺がん検診	被保険者・被扶養者	肺ヘリカルCT(人間ドックのオプションに限る)
脳ドック	40歳以上の被保険者・被扶養者	当健保組合指定の医療機関で受診した場合
特定健診	40歳以上の被扶養者・任意継続者	集合契約健診機関で受診した場合
巡回健診 女性限定	20歳以上の被保険者・被扶養配偶者 65歳以上の被扶養者	人間ドックに近い健診項目を各地域の公共施設等で実施(他健保組合との共同事業)

健康づくり

項目	対象者	概要
かぜ・虫歯予防	9歳以下の被扶養者	呼吸器系疾患対策としてキャンペーンを実施
保健師派遣指導	健康診断受診者	保健師等による健康支援
前期高齢者保健指導	65歳以上の被保険者・被扶養者 (年間受診回数20回以下の希望者)	電話や自宅訪問による健康相談を実施

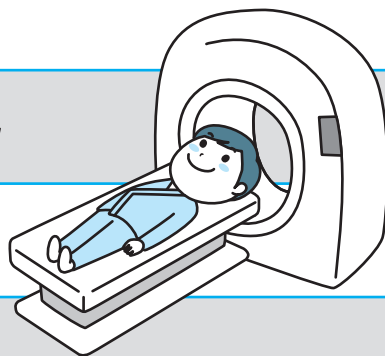
平成28年度の 新規事業

ホームページ	社外向けホームページに変更
禁煙外来補助	禁煙外来の受診費用の補助



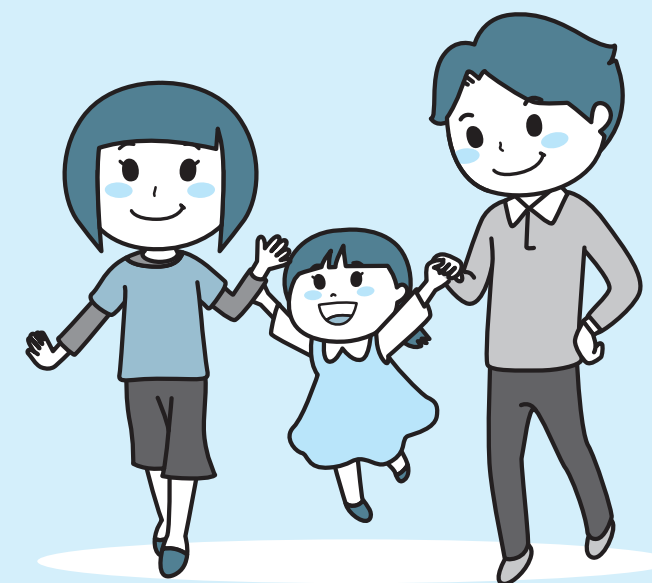
各種健診

健診の種類	人間ドック	肺がん検診	脳ドック	特定健診	巡回健診 女性限定
対象者 (年齢は平成29年 3月31日時点)	被保険者・被扶養者	被保険者・被扶養者	40歳以上の 被保険者・被扶養者	40歳以上の被保険者・被扶養者	20歳以上の被保険者・ 被扶養配偶者 65歳以上の被扶養者
健診機関	当健保組合指定の健診機関 ※社内イントラネットの 健康保険組合ホームページで検索できます	人間ドックのオプション	当健保組合指定の健診機関 ※社内イントラネットの 健康保険組合ホームページで検索できます	集合契約健診機関(集合契約A・B) ※社内イントラネットの 健康保険組合ホームページで検索できます	各地域の公共施設など
検査項目	主な検査 循環器・脂質・肝機能・胃がん検査・ 大腸がん検査など ※健診機関によって多少の違いがあります	肺ヘリカルCT	頭部MRI・MRA	問診・身体計測(身長・体重・腹囲) 血圧・尿検査 血液検査(肝機能・脂質・血糖)	主な検査 循環器・脂質・肝機能・胃がん検査 大腸がん検査・乳がん検査 子宮頸がん検査
申込方法	「人間ドック等受診申込書」を 当健保組合に提出 ※予約は当健保組合が行います	「人間ドック等受診申込書」 を当健保組合に提出 ※予約は当健保組合が行います	「人間ドック等受診申込書」 を当健保組合に提出 ※予約は当健保組合が行います	①健診機関へ予約 ②「特定健康診査受診券申請書」 を当健保組合に提出	①自宅に案内書が送付される ②希望する日程を予約 (電話・ハガキ・インターネット)
受診方法	送付される案内書にて ご確認ください		送付される案内書にて ご確認ください	「特定健康診査受診券」と「保険証」 を持参し、受診してください	送付される案内書にて ご確認ください
個人負担金	日 帰 り： 5,000円(海外駐在員 0円) 1泊2日：20,000円(海外駐在員 15,000円)	なし	10,000円	なし	5,000円
個人負担金の 支払先	当健保組合 (住友理工(株)の社員は給与天引き)		当健保組合 (住友理工(株)の社員は給与天引き)		指定口座へ振り込み
注意事項	年度中に特定健診または巡回健診を 受診した場合は申し込みできません			年度中に人間ドックまたは 巡回健診を受診した場合は 申し込みできません	年度中に人間ドックまたは 特定健診を受診した場合は 申し込みできません



各種補助金

補助の種類	婦人科検診	体力づくり事業	不妊治療費
対象者 (年齢は平成29年 3月31日時点)	30歳以上の被保険者・被扶養配偶者	被保険者	被保険者・被扶養者
概要	乳がん検診・子宮がん検診費用の70% (100円未満切捨)を補助 (平成28年4月1日～ 平成29年2月28日に受診した検診)	健康増進を目的に職場単位で体力づくり 事業を実施した場合、1人につき 1,000円を補助	1回につき5万円(上限)を 補助(通算で5年まで)
申込方法	検診受診後に 「婦人科検診補助金支給申請書」に 領収書と検診結果(コピー)を添付して 当健保組合に提出	事業実施後に 「体力づくり事業補助金請求書」に 領収書、参加者名簿を添付して 当健保組合に提出	治療終了後に 「特定不妊療養補助申請書」に 必要書類を添付して 当健保組合に提出



◆詳しくは社内イントラネットの健康保険組合ホームページをご覧ください

ご家族が被扶養者でなくなったら

当健保組合にすみやかに届出を

健保組合は、被保険者(本人)だけでなく、被保険者に扶養されている75歳未満の家族も加入することができます。この家族を被扶養者といい、被扶養者として認められる範囲は法律で決められています。

被扶養者と認められると、保険証が交付され、保険料を負担することなく医療費の給付などを受けることができます。しかし、本来被扶養者資格のない人を被扶養者として認定してしまうと、健保組合は不必要な支出をすることになります。

国では、保険給付適正化の観点から、資格確認を実施するように通知を出しています。みなさんから納めていただく保険料を適正に利用し、健保財政の安定化を図るため、当健保組合が実施する資格確認にご協力をお願いします。



もう一度
確認!

被扶養者として認められるための要件

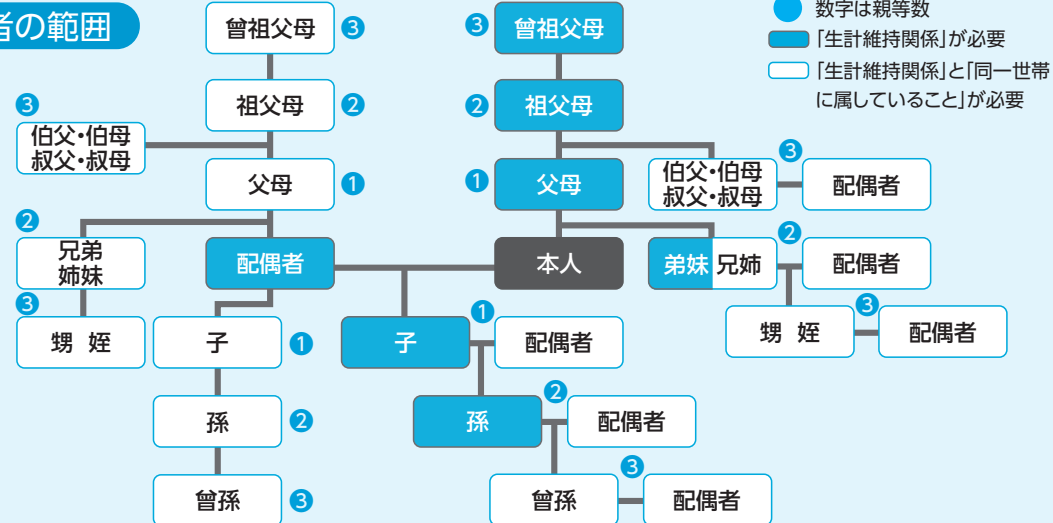
税法上の扶養の考え方とは異なります

被保険者の収入によって生活していて、被扶養者となる人の今後1年の見込収入が

※被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間見込収入額

- 130万円(月額108,334円・日額3,612円)未満
(60歳以上または障害のある場合は180万円(月額150,000円・日額5,000円)未満)
- 被保険者の収入の2分の1未満(同一世帯の場合)
- 被保険者からの仕送り額より少ない(別世帯の場合)

被扶養者の範囲



こんなときは被扶養者ではなくなりますので、すみやかに届け出てください



- 就職した
- 結婚し、配偶者の被扶養者になった
- 今後1年の見込収入が基準額(上記参照)を超えた
- 仕送りをやめた、または仕送り額が被扶養者の収入を下回った
- 個人事業主として働き始めた(生保レディ、ヤクルトレディ、ガス検針員など)
- 家族が死亡した
- 家族が75歳になった



保険証をなくしたときの手続き

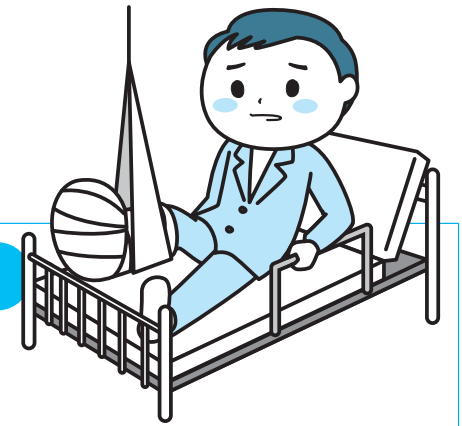
保険証をなくしたり破損したりしたときは、健保組合に再交付を申請してください。

提出書類

- 1 被保険者証滅失毀損再交付申請書
- 2 本人確認書類(下記のいずれか) ※当健保組合が必要と判断した場合に限る
申請者本人の顔写真が確認できる身分証明書(運転免許証・パスポートなど)
顔写真の確認書類がない場合は、住民票などの公的な証明書

病気やケガ、出産のため仕事を休んだときは 健保組合から手当金が支給されます

被保険者が病気やケガ、出産のために仕事を休み、給料がもらえなくなった場合には、被保険者の生活を支えるために「傷病手当金」「出産手当金」が支給されます。



病気やケガで仕事を休んだとき

傷病手当金

対象者 被保険者

支給の条件 次の3つの条件にすべて該当したときです。

① 療養のためであること

病気やケガのため仕事につけず療養していること。
自宅療養でもかまいません。

② 4日以上休んだとき

3日間は待期間として支給されません。
4日目から支給されます。

③ 給料が支払われないとき

給与の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。

支給額 休業1日につき、給料1日分(直近12ヵ月の標準報酬月額平均額の30分の1)の3分の2相当額

支給期間 1年6ヵ月間

★申請手続きが必要です

提出書類 傷病手当金支給申請書



出産のため仕事を休んだとき

出産手当金

対象者 被保険者

支給額 休業1日につき、給料1日分(直近12ヵ月の標準報酬月額平均額の30分の1)の3分の2相当額

支給期間 出産の日以前42日(双子以上の場合は98日)
出産の日後56日間

※出産の日が予定日より遅れた場合は、遅れた期間も支給されます。

★申請手続きが必要です

提出書類 出産手当金支給申請書



お知らせ



海外駐在員に帯同する配偶者も「婦人科検診の費用補助」をご利用ください

海外赴任をしている被保険者に帯同している配偶者が、人間ドックと同時に子宮頸がん検診を受ける場合、これまでは、その費用を健保組合が全額負担していましたが、平成28年4月からは、国内在住の配偶者同様、検診費用をご負担いただき、「婦人科検診の費用補助」をご利用いただくことになりました。

住友理工健康保険組合における 個人情報取扱いについて

公告

「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」（平成17年4月1日施行）に基づき当健保組合では、被保険者（本人）と被扶養者（家族）のみなさんの個人情報を安全に保管し、適正に取り扱うことの重要性を十分に認識し、個人情報保護についての取り組みに努めております。当健保組合では、組合員のみなさんの個人情報を以下の目的において利用させていただいております。

◆◆◆ 個人情報の利用目的

1 医療費支払いに対する利用

健保内部での利用

- 医療費の支給
- 医療機関等への支払い時

他の事業者等への 情報提供

- 高額医療費、付加金（一部負担還元金）等の自動払いの事務処理（事業主経由の場合）
- 交通事故等の第三者行為に係る傷害保険会社等への請求時（健康保険法施行規則第65条「第三者の行為による被害の届出」に基づき行われ、健康保険法第57条「障害賠償請求権」に基づいて利用し、それ以外の機関への提供、開示はいたしません）
- 健康保険組合連合会の高額療養費の共同事業

2 保険料の徴収等に必要な利用

健保内部での利用

- 被保険者資格の確認ならびに健康保険料算定時（標準報酬月額および標準賞与額の把握）
- 健康保険料の徴収
- 被扶養者の状況調査、認定作業（健康保険加入資格調査、認定時）
- 健康保険証の発行

他の事業者等への 情報提供

- 被保険者等の資格等のデータ処理時

3 保健事業（健康づくり事業）に必要な利用

当健保組合で実施しています保健事業は、みなさまの健康管理事業推進のため、個人の健診結果と名簿が勤務先および当健保組合宛に通知されますので、同意のうえお申し込みください。同意されない場合は、補助の対象となりません。

▶ 平成28年度に当健保組合で計画している保健事業

①胃検診 ②大腸検診 ③人間ドック ④脳ドック ⑤健康管理共同巡回健診 ⑥婦人科検診 ⑦歯科健診 ⑧保健指導

（注）上記の保健事業のうち⑤～⑦の健診結果の通知は、当健保組合のみとなります。

健保内部での利用

- 健康の保持増進のための健診、保健指導および健康相談時
- 施設（保養所）の運営

他の事業者等への 情報提供

- 保健指導、健康相談に係る外部委託
 - 健診機関への各種健診の委託
 - 生活習慣の改善につながる事業の委託
 - ジェネリック医薬品利用促進につながる事業の委託
- ※委託については、個人情報保護法に基づいた契約を締結しております。

4 病院（医療機関等）、柔道整復師からの請求書（診療報酬明細書）の審査、支払いに必要な利用

健保内部での利用

- 病院（医療機関等）、柔道整復師からの請求書（診療報酬明細書）等の内容点検、審査

他の事業者等への 情報提供

- 病院（医療機関等）、柔道整復師からの請求書（診療報酬明細書）等の内容点検、審査、電算処理のためのパンチ入力、画像取り込み処理の外部委託
 - 病院（医療機関等）からの請求書（診療報酬明細書）の外部保管
- ※委託については、個人情報保護法に基づいた契約を締結しており、請求書の保管については、厳重な管理のもと保管されています。

5 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用

健保内部での利用

- 医療費、疾病分析に各種データ、申請書類の内容を利用

他の事業者等への 情報提供

- 医療費分析等に係るデータ処理等の外部委託
- ※委託については、個人情報保護法に基づいた契約を締結しております。

6 その他

健保内部での利用

- 健保組合の管理運営業務のうち業務の維持、改善のための基礎資料、それに係る記録資料、適正な経理事務の執行
- 健保組合の財産の保護のために必要がある場合は、内部決裁のもと利用する
- 組合員への資料送付のための利用

他の事業者等への 情報提供

- 組合員への資料送付のための利用
 - 業務の適正処理のための照会または回答（保険者間の情報交換）、第三者求償事務において保険会社、医療機関等への相談または届出等
- ※委託については、個人情報保護法に基づいた契約を締結しております。またその他については、法令に基づき行います。

同意事項のお願い（黙示）

- ①事業主経由での給付金の支給 ※個人支払いは除きます（左記は事業主経由で支給している場合とします）。
- ②被保険者（本人）および被扶養者（家族）の利益や事業主の負担などを勘案した事務処理事項